

タクシードライバーなどの移送代、ガソリン費などを助成します

市では、市内在住の対象者に、タクシー代またはガソリン費を助成しています。なお、これら2つの制度には所得制限などがあり、また併給することはできません。

【助成月】(1)福祉タクシー等事業Ⅱ4月・10月(2)ガソリン費等助成事業Ⅱ4月・7月・10月・1月

【助成内容】タクシー代Ⅱ6

児童扶養手当・特別児童扶養手当などのご案内

手当を振り込みます

27年12月～28年3月分の児童扶養手当・特別児童扶養手当を指定預金口座に振り込みます。振込日は児童扶養手当が4月13日(水)、特別児童扶養手当が4月11日(月)です。金融機関によっては入金が遅れる場合があります。(今回の振り込みは、改定前の金額で)

児童扶養手当・特別児童扶養手当
 養子手当・特別障害者手当・障害児福祉手当が改定
 28年4月分から手当額が改定されました。

【児童扶養手当(月額)】全部支給Ⅱ4万2000円→4万2330円▽一部支給Ⅱ9万100円▽4万1990円→9万100円

【障害児福祉手当(月額)】1万4480円→1万4600円

4月1日から障害者差別解消法が施行されます

障害者差別解消法は、障害者を理由とする差別の解消を推進することにより、全ての国民が障害の有無によって分け隔てなく、人格と個性を尊重し共生する社会の実現につなげることを目的としています。

◎障害を理由とする差別とは
 障害を理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否・制限したり、条件を付ける行為をいいます。また、障害を持つ方が配慮を求めた場合に、負担にならない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な合理的配慮が求められないことにより、全ての国民が障害の有無によって分け隔てなく、人格と個性を尊重し共生する社会の実現につなげることを目的としています。

◎合理的配慮とは
 合理的配慮とは、障害を持つ方が日常生活・社会生活で受けるさまざまな制限の原因となる社会的障壁を取り除くために行われる、個別の状況に応じた配慮をいいます。例として

②愛の手帳(1・2度)をお持ちの方
 ③都難病医療費等助成制度により助成を受けている方で重症疾病、または他の疾病で重症認定を受けている方

【扶養親族数・所得制限限度額】0人Ⅱ473万5000円▽1人Ⅱ516万8000円▽2人Ⅱ560万3000円▽3人Ⅱ603万8000円▽4人Ⅱ647万3000円▽5人Ⅱ690万8000円

※扶養親族数6人以上は、1人増すごとに43万5000円を加算します。ガソリン費

9990円▽4万2320円。なお、多子加算については変更ありません

【特別児童扶養手当(月額)】特児1級Ⅱ5万1100円→5万1500円▽特児2級Ⅱ3万4030円→3万4300円

※8月期支払い分(4月～7月分)から改定後の手当額となります。

【特別障害者手当(月額)】2万6620円→2万6830円

【障害児福祉手当(月額)】1万4480円→1万4600円

等助成は、世帯全員の所得確認が必要です。

【必要書類】身体障害者手帳または愛の手帳またはマル都医療券▼認め印(スタンプ式は不可)▼本人の口座が分かるもの▼車検証(ガソリン費申請の場合のみ)登録車両は本人または同居親族の車両のみ▼27年度課税(非課税証明書転入などで東久留米市で所得確認ができない方のみ)

【その他】すでに受給している方については、所得制限などの審査を行い、4月以降も更新となった場合は、更新の0・7747へ。

別児童扶養手当が児童青少年課助成支援係☎470・7700

36、特別障害者手当・障害児福祉手当が障害福祉課☎470・7747へ。

市立小学校に「特別支援教室」を開設します

28・29年度に市立小学校に特別支援教室を開設します。

同教室では、ADHD(注意欠陥多動性障害)、LD(学習障害)、アスペルガー症候群、高機能自閉症などの発達障害の子どもが、専門の教員から障害に応じた特別な指導を受けることができます。多くの子どもが、在籍する学校で特別な指導が受けられるよう、

同教室を各小学校に1教室ずつ設置します。28年度は、第二・第六・第七・第十・神宝・本村・下里の各小学校に設置し、29年4月から指導を開始します。29年度は、第一・第三・第五・第九・小山・南町の各小学校に開設します。

詳しくは指導室特別支援教育係☎470・8032へ。

振り込め詐欺に注意

「自動通話録音機」の貸し出しを行います

「自動通話録音機」の貸し出しを行います。

この機械は、電話の呼び出し音が鳴る前に、犯人に警告メッセージを流すため、犯人が通話を断念し、被害を未然に防止する効果が期待できます。

【電話予約】必ず電話で防災防犯課☎470・7769に予約してから同課(市役所2階)にお越しください。窓

高齢者向け給付金

【年金生活者等支援臨時福祉給付金】4月18日(月)から申請を受け付けます

「億総活躍社会」の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支援によるアベノミクスの成果の均てんや、高齢者世帯の年金も含めた所得全体の底上げを図る観点に立ち、低所得の高齢者を対象に「高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)」を給付します。

支給の対象となる可能性のある方には、4月中旬に申請書を送付する予定です。詳細は広報4月15日特集号・市ホームページでお知らせします。

東京都シルバーパスのお知らせ

4月～9月・新規購入の方へ

都営交通および都内を走行する民営バスなどが利用できる「東京都シルバーパス」を発行します。

【パスの有効期限】発行日(28年9月30日)(金)

【対象者】都内に住民登録のある満70歳以上の方(寝たきりの方を除く)

【費用・必要書類】次の通り。

(1)28年度の住民税が「課税」の方▼費用Ⅱ1万2550円(4月～9月発行分)▼必要書類Ⅱ住所・氏名・生年月日が確認できる本人確認書類(保険証または運転免許証)

(2)28年度の住民税が「非課税」の方、または28年度の住民税が「課税」で、27年度の合計所得金額が125万円以下の方▼費用Ⅱ10000円

認知症介護者家族会を開催します

認知症の高齢者を介護する家族の方、日々の不安や心配事などを気軽に話に來ませんか。今回は東部地域に居住の方が対象です。

◎東部地域に居住の方
 【対象】上の原、金山町、神宝町、氷川台、大門町、小山、城包括支援センター☎470・9996へ。

【日時】4月19日(火)午後1時15分～2時45分
 【会場】東部地域センター2会議室
 【参加費】1000円(茶菓子代など)

新入社員に対する防火防災教育をしましょう

新入社員は、仕事はもちろんのこと、まだ建物内の様子も分からず、消火器・避難器具などの消防用設備の位置や避難経路も十分に把握していません。いざというとき、19番通報や初期消火、避難誘導ができるように、新入社員に対する防火防災教育を実施しましょう。

また消防法では、飲食店・物品販売店舗・ホテル・病院などの防火対象物(特定防火

【申請期間】4月18日(月)～7月29日(金)

【基準日】27年1月1日

【対象】基準日時点で市内に住民登録があり、27年度臨時福祉給付金の対象者のうち、28年度中に65歳以上になる(昭和27年4月1日以前に生まれた)方

【給付額】支給対象者1人につき3万円

今後予定している「平成28年度臨時福祉給付金」と「障害・遺族年金受給者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)」は、9月以降に申請の受け付けを開始する予定です。詳細が決定次第、広報紙・市ホームページでお知らせします。

詳しくは臨時福祉給付金コールセンター☎470・7863(土曜・日曜日、祝日を除く)午前8時半～午後5時15分へ。

対象物)の防火管理者に対して、年2回以上の消火および避難訓練の実施を義務付けています。なお、自衛消防訓練を実施する場合は、事前に管轄消防署へ「自衛消防訓練通知書」で通知してください。

同通知書は、東京消防庁ホームページから取得できます。詳しくは東久留米消防署防火査察係☎471・0119(内線521)へ。